

コロナ禍での避難生活における車中泊避難支援について

※災害発生後の避難所生活での受け入れ提言であり、避難場所への  
緊急避難を想定したものではありません。

## も く じ

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. はじめに                   | 1 |
| 2. 災害対策基本法における車中泊避難者の位置づけ | 2 |
| 3. 各種避難所のメリット・デメリット       | 3 |
| 4. 提言(車中泊避難者への支援)         | 5 |
| 5. 車中泊避難者を支援する際の留意事項      | 6 |

### 参考資料

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| ・車中泊避難についての国会答弁:平成28年5月27日                       | 9  |
| ・内閣府に対する自治体からの提案                                 | 11 |
| ・災害時の避難における新型コロナウイルス感染症対策等に関する国民の意識や行動調査<br>集計結果 | 12 |

### 様式

|                       |    |
|-----------------------|----|
| ・避難者カード、駐車許可証         | 14 |
| ・施設と駐車場の配置例           | 15 |
| ・車中泊を希望される方々へ(表面)     | 17 |
| ・災害時に活用できる防災体操(裏面)    | 18 |
| ・車中泊希望者の受付と支援に関する業務手順 | 19 |

### その他

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| ・訓練実績とそれに伴う改訂事項             | 21 |
| ・熊本地震での車中泊の様子               | 22 |
| ・団体紹介(高知防災プロジェクト・さんすい防災研究所) | 23 |

## 1. はじめに(車中泊避難者の現状と今後の予測)

コロナウィルス禍において、避難所での3蜜(密室・密集・密閉)が集団感染を引き起こすリスクが高いとして分散避難をすることが必要とされている。分散避難の手法としては、避難所の増設、知人宅やホテルへの避難、車中泊などが有効とされているが、ここでは車中泊避難についての提言を行うものである。

### 1)コロナウィルスの影響下での予測

今回のコロナウィルスの影響を考えると車中泊避難者は激増すると予測される。環境・防災研究所がコロナウィルスが避難にどのような影響を与えるかの調査を行ったところ(複数回答可 1,641 名回答)、「感染防止対策をして避難所に行く」28.6%、「車中泊避難をする」**38.0%**と車中泊避難を選択する人が避難所に行く人を 10%も上回る結果となっている。(参考資料3を参照)

現在、自治体ではコロナ対策として避難所の増設、教室の開放、ホテル借り上げなど避難先を分散する対策が模索されているが、メインとなる体育館は温度・湿度・衛生管理が困難であることは過去の災害でも指摘されている。またウィルスは飛沫とともに地面に落ちるため、体育館や教室を避難所とする場合は、間仕切りや段ボールベッドなど床面からの高さを確保するものが必須となる。この準備がないまま床面に寝ることの感染リスクは車中泊の比ではない。

ホテルの借り上げは極めて有効であるが、一定規模のホテルがない自治体も多く、車社会である高知県では車中泊避難者の増加が見込まれることから「車中泊避難者は関与しない」ではなく「車中泊避難は増加する」ことを前提に対策を講じておくことが必要である。また車中泊避難者を分散させず誘導し集中させることで、エコノミークラス症候群予防などの健康管理もしやすくなる。

※新型コロナウイルス感染では血管内に血栓ができやすいことが判明し肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）のリスクが高まるとの報告もある。

### 2)車中泊避難の現状

過去の災害においても、車中泊避難者は多くみられたが、平成 28 年の熊本地震では相次ぐ余震により車中泊避難者が急増。グランメッセ熊本には 2000 台を超える車中泊避難者が集中し、車中泊避難者への支援が大きな課題となり、後述する国会での質問となった。(参考資料1参照)

(また車中泊を行う野外が、避難所に含められることで災害救助法の適用とするよう 10 自治体連名で内閣府に対して提案が出されている。(参考資料2参照))

避難所の中心となる体育館は温度・湿度・衛生管理が 3 大課題と言われるように、体育館での避難生活そのものの是非が議論されている。こうした 3 大課題に加えてプライバシーのなさやペット問題等で体育館での生活を忌避して車中泊避難をする避難者は少なくなかった。

車中泊避難者が増加する中、エコノミークラス症候群で死亡する例があることで、車中泊は控えるよう広報されていることや車中泊避難者の位置づけがあいまいであることから、支援対象から外されているのが実情である。

※1 ここで述べる避難所とは緊急避難での避難所ではなく、災害が発生した後の一定の長期化が見込まれる避難所を想定したものである。一般住民には緊急避難の場合の避難場所・避難所と発災後の生活の場としての避難所を混同している場合が多く、周知しておく必要がある。

また、南海トラフ地震は車避難の是非と混同されるおそれがあるため風水害を前提としている。

## 2. 災害対策基本法における車中泊避難者の位置づけ

### 1) 政府の見解

平成 28 年 5 月 27 日の国会において「車中泊」に対してどのような認識を持っているかの質問に対しては、以下の答弁がされている。

・災害対策基本法においては、車中避難者に相当する者に係る措置を直接的に規定してはいないが、車中避難者は同法第八十六条の七の「やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者」に該当するものであり、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされていると認識している。(参考資料1参照)

### 2) 「車中泊避難者」の解釈の可能性

総合体育館のように広い駐車スペースを併設する施設の場合は、避難所(体育館等)に避難をし、一時的に車中泊をしていると判断すれば避難所滞在者と解釈することは可能である。実際には体育館にも場所を確保し、体育館と車中泊を併用する被災者も多いと思われる。

ただ、自治体として車中泊を推奨できない場合は、指定された避難所での避難を基本としながらも「やむを得ず車中泊避難をされる住民の方への支援策」とするなど、情報発信における工夫が必要である。

### 3. 各種避難所のメリット・デメリット

#### 1) 学校(体育館)

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メリ<br>ット   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法的な位置づけが明確</li> <li>・避難者が集約されているので管理がしやすい</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                |
| デメ<br>リット  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・温度・湿度・衛生管理が困難</li> <li>・プライバシー空間がない</li> <li>・避難者にとってストレスが大きい</li> <li>・コロナウィルス等感染症が発生すると感染爆発(クラスター)を起こす</li> <li>・床面で寝ることは感染のリスクが極めて高く、不衛生。<br/>過去の災害のように雑魚寝から始まり、数日して間仕切り・ベッドが届いている状況では意味をなさない。</li> <li>・避難者一人当たりのコストが高い(段ボールベッド 8000 円～、間仕切り 20,000 円～)</li> <li>・教室開放の場合は授業再開との兼ね合い</li> </ul> |
| 必 須<br>条 件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・段ボールベッドやパーテーション(避難所開設と同時に必要)、簡易テント</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |

#### 2) 車中泊避難

|            |                                                                                                                                                                                    |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メリ<br>ット   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・温度・湿度管理が可能</li> <li>・プライバシー空間を確保できる</li> <li>・車中泊によって避難所での密度が軽減される</li> <li>・コロナウィルス等感染対策としては有効である</li> </ul>                              |
| デメ<br>リット  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコノミークラス症候群による生命の危険がある(フラットにできれば OK)</li> <li>・全体像の把握が困難</li> <li>・災害救助法での適用が不確実である(在宅避難者と同じ扱い)</li> <li>・単身世帯は別として世帯全員の収容能力はない</li> </ul> |
| 必 須<br>条 件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広い駐車スペース</li> <li>・トイレ、手洗いの設置</li> </ul>                                                                                                   |

#### 3) ホテル・宿泊施設等の借り上げ

|            |                                                                                                                      |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メリ<br>ット   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記、学校、車中泊避難のほぼすべてのメリットを兼ね合わせ、デメリットも解決できる</li> </ul>                          |
| デメ<br>リット  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 泊当たりのコストが高い</li> </ul>                                                     |
| 必 須<br>条 件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルの協力や事前協定(自治体によっては一定キャパの宿泊施設がない)</li> <li>・被災場所との距離が離れすぎないことが必要</li> </ul> |

※公民館など他の施設は施設によって環境・設備が大きく異なるため比較から除外

## 1) 比較結果

避難所として理想的なものはホテルをはじめとした宿泊施設である。メリットは多く 1 泊当たりのコストを除けばデメリットはほぼない。2001 年の高知県西南豪雨の大月町ではホテルベルリーフ大月が避難所として開放されていた。ただし自治体によってはホテルそのものがないか、部屋数が限定されキャパシティの問題や被災地との距離などの課題がある。

車中泊については、エコミークラス症候群のリスクと中の様子がうかがえないために健康管理に課題があり、災害救助法の救助費の扱いについては国との調整を要するが、エコミークラス症候群のリスクをなくすことができればコロナウィルス等感染症対策では大きな効果が期待される。

学校ではどのような環境整備をしても 3 蜜(密閉・密・密接)の軽減はできても根本的な解決は困難である。避難所開設と同時に間仕切りや段ボールベッドなどが揃っていないと、感染症対策としては意味をなさない。(過去の災害においては、開設当初は雑魚寝、一定の日数を経て支援物資が届くというパターンが多く、開設当初にクラスターが発生することになる。開設当初から間仕切り、段ボールベッドがあることを必須条件として、支援物資が届くまでは車中避難を含めて分散させ環境が整ってから避難所に誘導するような、時系列を意識した取り組みが重要である。また、コロナウィルス対策としては、避難者(世帯単位)間の距離を2m以上確保することが求められることから、通常の災害の収容能力の半分程度と考えておかねばならない。感染症対策で考えると最もデメリットが多い施設であると言える。

以下は熊本地震で報告された車中泊避難の課題である。

- ◆ 車中泊やテント泊は食事とトイレだけを避難所の世話になる形が多いが、人数などの把握ができず、食事の時間もまちまちで、避難所担当者は対応に苦慮していた。また夜間もトイレを使うため、玄関のカギをかけられず、防犯上の不安があった。
- ◆ 車中泊者の方々について、昼間は仕事に行っていて夜に帰ってくる方も多く、食事の配給等のための個数の把握に困った

#### 4. 提言(車中泊避難者への支援)

これまで車中泊避難は、エコミークラス症候群による死亡例の報告もあるため、「車中泊避難は控えるように」というのが一般的であった。ただ、コロナウィルス感染拡大防止の観点から避難所での感染リスクを恐れ、車中泊避難者は更に増加することが確実視されている。

死亡リスクがあるとは言え、エコミークラス症候群の予防は容易で少し注意を払えば十分に予防が可能である。「推奨できないから関与しない」ではなく、車中泊希望者を分散させず、避難所に誘導・集約することによって、支援を行うことが分散避難において有効と思われる。

##### (1) 支援策

①車中泊希望者を集約し、コロナウィルスはエコミークラス症候群のリスクが高まることを説明し、一般避難所への避難を勧めること。そのうえで車中泊を希望する方には支援を行うこと

②車中泊避難者用の駐車スペースを確保して避難者を集約して支援すること

③車中泊希望者は後部座席等、水平を保てる状態の者に許可すること

④間仕切りとベッドのない体育館等の広い空間は感染リスクが高いため、車中泊の併用など時系列を意識した避難所運営をすること

⑤避難が長期化する場合は仮設トイレ・洗面所を設置すること。その場合は一般避難所との導線に留意すること。また駐車位置も避難者の状態によってトイレに近い、見守りしやすい場所で決定し再配置を行うこと。

##### (2) 留意点

①車中泊避難者を想定して、エコミークラス症候群の予防となる着圧ストッキングなどの備蓄も行うこと

②自治体として車中泊避難を推奨しているような誤解を与えないよう、情報発信にあたっては十分に配慮すること

③車中泊避難者は「やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者」に解釈が可能であり発災後は柔軟に対応すること

※エコミークラス症候群は、座った状態など足を下にして長時間同じ体制で過ごすことで発症するものであり、後部座席と荷台をつなぐなど水平に保つことができればリスクはほぼなくなり対策は容易である。必ずしも車中泊＝エコミークラス症候群のリスク大ではないことを理解する

## 5. 車中泊避難者を支援する際の留意事項

### 1) 車中泊避難者の受入フロー

#### (ア)ゾーニング:車中泊希望者と一般車両のエリア分け

- ・場所の決定:一般避難所との導線に留意しトイレ手洗いに近い場所に設置
- ・感染予防のため駐車スペースを1台ずつ空ける
- ・駐車スペースに駐車番号を表示(ガムテープ等で)



#### 2. 受け入れ:

- ・受付:避難者カード(感染予防のため手渡しはせず回収ボックス等で回収)
- ・後部座席等水平な状態を保つことができることを確認。  
【運転席・助手席等、足をおろした状態の者には原則として許可しない。  
エコノミークラス症候群のリスクを説明し一般の避難所を勧める】
- ・車中泊許可者には通常の配布物+車中避難に当たっての留意事項の配布
- ・専用駐車場に誘導



#### 3. 支援:役割分担や支援策の決定(事前に決定しておくことが望ましい)

- ・担当:避難所管理班または車中泊避難者用の班を新設
- ・支援:巡回による毎朝の点呼(健康チェック)
- ・エコノミークラス症候群の予防には特に配慮する。着圧・弾性ストッキングを備蓄して配布することも検討
- ・長期化する場合は仮設トイレ・洗面所の設置(導線に留意)

※一般避難所と隔絶した道の駅など車中泊専用避難所を設置する場合は、運営体制などさらに詳細に定めることが必要。

### 2) 運営体制は高知県避難所運営マニュアル参照

#### 3) 衛生管理(仮設トイレ等の設置)

トイレの数については、災害発生時:50人に1基。長期化の場合は20人に1基(平成28年4月内閣府(防災担当))を目安としている。体育館と車中泊者用の駐車場の導線を考慮して仮設トイレを設置する。この場合、感染予防のため体育館利用者と車中泊者用とのトイレを共有させないことも検討する必要がある。トイレの設置の間隔を空けるなどトイレ待ちの間に密接しないような工夫が必要。

#### 4) 密集を避けるために(一般避難所共通)

密集を起こしやすい場所は受付、食料、物資の配布、トイレ、洗面所でありそこでの対策を講じる。

- ・受付:避難所カードは手渡しせず、取ってもらい回収ボックス等で回収する。
- ・食料・物資配布:区画でグループ分けを行い、時間差をつけながらグループごとに配布を行う。
- ・トイレ: トイレ同士の間隔の確保、トイレ待ちの間隔を線で示すなど間隔を保持する。また車中泊者用、一般避難者は分離するのが望ましいが現地の導線を確認して判断を行う。
- ・洗面所:朝晩の利用が集中する時間帯は区画でグループ分けを行い、時間差をつけながらグループごとに利用する。

#### 5) 車中泊避難者への配慮事項

- ・日中を含めた休憩所を避難所の室内に確保すること。
- ・広さは車中泊避難者数の 1/3 程度を目安とする(日中は仕事や自宅の片付けに戻る人が多い)
- ・可能な限り一般の避難者との導線を分けること
- ・時間の経過とともに、避難所から退所する人、救援物資(ベッドや室内テント)の充実により、一般避難所での受け入れ環境が整えば、車中泊スペースを縮小し、一般避難所への移行を促すこと。

#### 6) 住民への事前周知について

事前周知の例は以下のとおり

- ・車中泊での避難生活はエコノミークラス症候群のリスクがあるため奨励はしていないこと
- ・避難所の定員超過や段ボールベッドの不足等、やむを得ないと認めたときは車中泊者用駐車場を開設する場合があること。(必ず設置するものではないこと)
- ・候補地の例示(トイレ、洗面の状況に配慮して選定)
- ・車中泊を認めるのは以下のいずれかの条件を満たすこと
  - ① 水平な状態を保てること。家族 4 人で水平な状態が 2 人分しかない場合は 2 人は一般避難所に移動していただくこと
  - ② 医療用着圧ストッキングなどエコノミークラス症候群対策ができていること

## 参考資料

## 1. 車中泊避難についての国会答弁:平成 28 年 5 月 27 日

質問 井坂信彦

本年四月十四日以降に発生した熊本を中心とする地震では、余震への恐怖から避難場所を自家用車の中に求め、「車中泊」をした人が多かった。発生から一か月以上経過した五月に入ってもなお、狭い車内で生活している人たちがいるという。

五月十三日付毎日新聞によると、熊本県益城町は、五月九日までに町内の指定避難場所を再編し、屋外避難者に避難所への移動を勧めたが、それでも県産業展示場・グランメッセ熊本など町内の駐車場には十一日の時点で七百人以上が車中泊をしているという。熊本を中心とする地震では、五月十一日現在で十九人が地震関連死とみられており、そのうち六人が車中泊をしていた。同新聞では、内閣府が取材に対し、車中泊は「あまり想定していなかった。今後対応を考える必要がある」と答えているが、**災害対策基本法や国の防災基本計画の中でも「車中泊」は想定しておらず、緊急に対応する必要があると考え、次に質問する。**

一 今回の大地震では、「車中泊」に関連する報道が多く見られ、今後、大きな災害が起きた時、「車中泊」を選択する国民が多くなる可能性がある。一方で、大都市圏では、「車中泊」を選択することによる、大渋滞や交通事故などの弊害が起きることによる、大きな混乱を危惧する声もある。今回の地震で「車中泊」を選択した国民が多かったことを踏まえ、政府として、大災害時における**「車中泊」に対してどのような認識を持っているか。**

二 災害対策基本法では、第八十六条の七において「災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としている。

**(一) 災害対策基本法は「車中泊」の人々を想定したものになっているのか。「車中泊」の人々に対してどのように情報の提供を図ろうとしていたのか。**

**(二) 今後、「車中泊」による避難を想定して、災害対策基本法を再検討する必要があるという意見があるが、政府の見解は如何に。**

三 国の防災基本計画第二編第二章第六節では、「避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと

について、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする」とされ、また「必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする」としている。

(一) 国の防災基本計画では、避難場所がすべて建物を想定していると思われるが、「車中泊」は想定しているか。

(二) 今後、「車中泊」による避難を想定して国の防災基本計画を再検討する必要があるという意見があるが、政府の見解は如何に。

## 回答

### 一について

政府としては、災害発生時には、自動車内ではなく、市町村があらかじめ指定した避難所に滞在することが原則であると考えているが、災害時に自動車内に避難した者(以下「車中避難者」という。)のようにやむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な措置を講ずるよう努めるべきものであると考えている。

### 二について

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)においては、車中避難者に相当する者に係る措置を直接的に規定していないが、車中避難者は同法第八十六条の七の「やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者」に該当するものであり、同条の規定に基づき、同法第五十一条第一項に規定する災害応急対策責任者は、車中避難者も含めた被災者に対して、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされていると認識している。

### 三について

「防災基本計画」(平成二十八年五月三十一日中央防災会議決定)においては、車中避難者に相当する者に係る措置を直接的に明記していないが、車中避難者は同計画の「やむを得ず避難所に滞在することができない被災者」に該当するものであり、車中避難者も含めて、同計画において、「市町村(都道府県)は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする」としているところである。

## 2. 内閣府に対する自治体からの提案

### 【現在の制度】

災害救助法により、救助の種類(第4条第1項)が定められ、災害救助事務取扱 要領において、避難所の設置について「既存の建物が得られないときには、野外に応急仮設建築物を設置し、あるいはテント等を設営して実施することもやむを得ない」とされている。(第4-1-(1)-イ(エ))

### 【支障事例】

現在の制度では、車中泊の場合は、避難所とみなされず、災害救助法の適用外 となっている。そのため、食品の供与や飲料水の供給、医療の提供に苦慮した。また、多数の車両の乗り入れにより、地下の配水管が破損する等グラウンドが 破損し、学校再開の際、整地や改修等の現状復旧が必要となった。

### 【制度改正の効果】

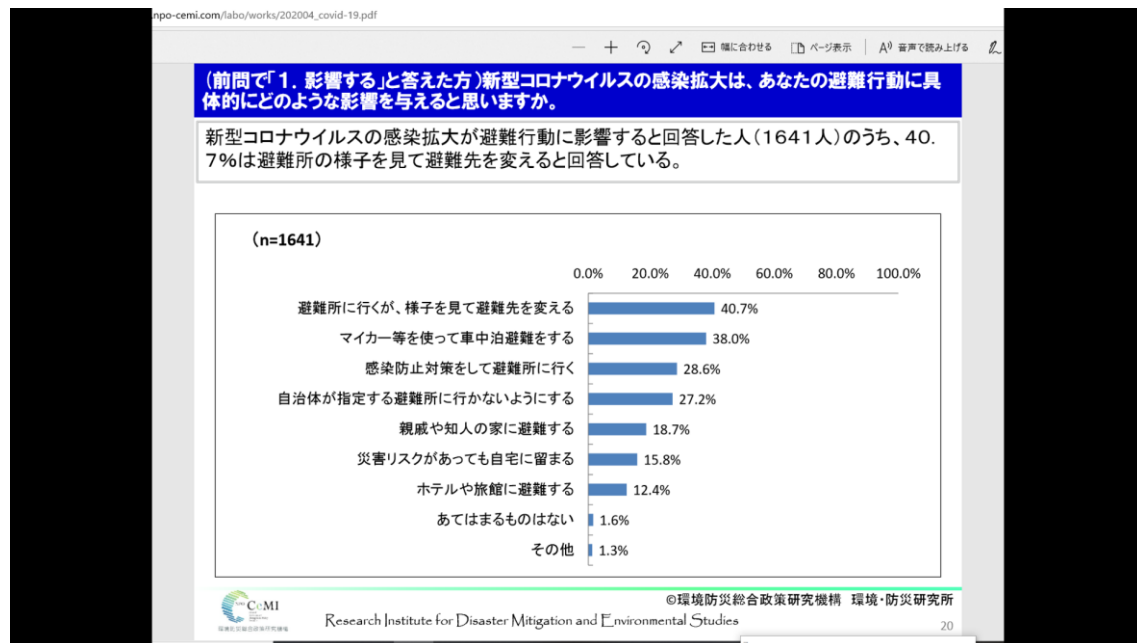
今後、南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時に、多くの被災者が野外での車中泊を行うことが予想される。車中泊を行う野外が、避難所に含まれることで、被災者に対して、物資や医療の供与を適切に行うことができる。また、避難所として使用後、整地が必要となった場合も、速やかに現状復旧を 行うことができ、学校の早期再開にもつながる。

○平成 28 年熊本地震では、本市では延べ約 3,000 名の市民が自主的に避難した。車中泊についての実態の把握はできていないが、今後、避難形態が多様化し、避難所への避難ではなく、車中泊を選択することも考えられる。また、熊 本地震による避難の実情から、車中泊をはじめ、避難所外避難についても実態把握や安否確認など、避難所への避難者と同様に扱うことが求められ、食品の給与や飲料水の供給などが必要となり、災害救助法における避難所設置要件として、車中泊を含める必要があると考える。○熊本地震においても、指定避難所外に避難者が避難していた。左記提案のとおり指定避難所以外の避難所における支援についても救助法の対象経費となるよう制度の改正を望む。○平成 28 年 6 月に国土交通省において水防法に基づく想定最大規模の浸水想定区域が公表され、本市で想定最大 規模の洪水が発生した場合、十分な避難所を確保できず、高台の広場等で車中泊等による避難生活を送ることが想定される。このような事態にも適切に避難者の対応を行うことができるよう、提案内容の措置に賛同する。

酒田市、上越市、多治見市、亀岡市、大阪府、倉吉市、徳島県、北九州市、大牟田市、熊本県

### 3. 災害時の避難における新型コロナ感染症対策等に関する国民の意識や行動調査集計結果(速報);環境・防災研究所

[www.npo-cemi.com/labo/works/202004\\_covid-19.pdf](http://www.npo-cemi.com/labo/works/202004_covid-19.pdf)



## 様 式

- ・避難者カード、駐車許可証
- ・施設と駐車場の配置例
- ・車中泊を希望される方々へ(表面)
- ・災害時に活用できる防災体操(裏面)
- ・車中泊希望者の受付と支援に関する業務手順

車中泊カード（本部保管）

| 車中泊カード |           |
|--------|-----------|
| 氏名     | 利用人数<br>人 |
| 住所     | 連絡先（携帯）   |
| 車両 NO  | 駐車位置      |

## 駐車許可証

車両 NO

駐車番号

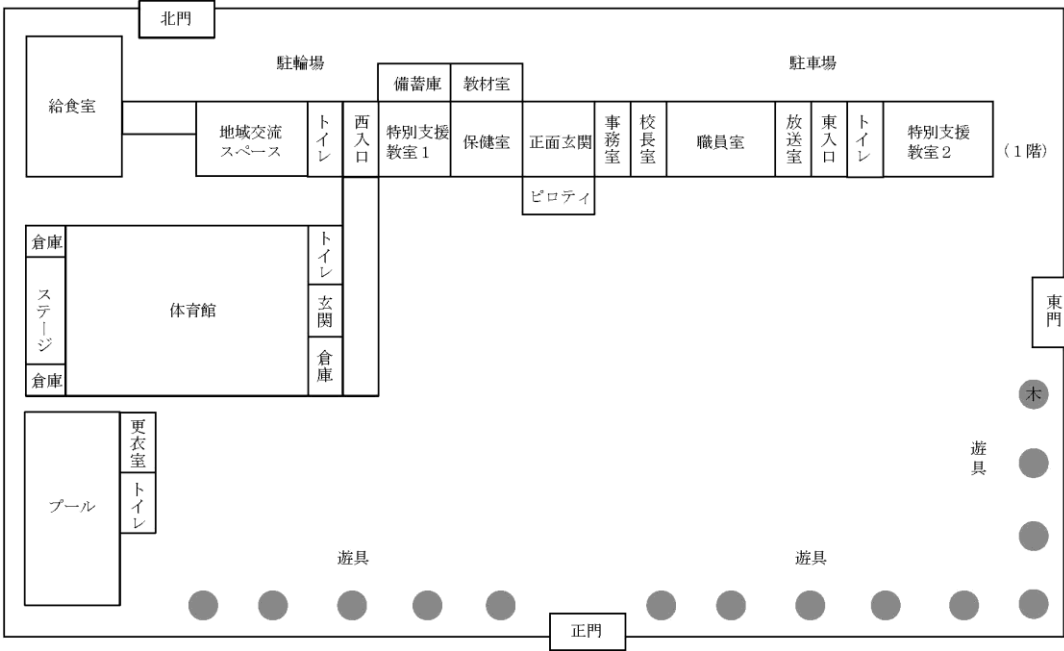
利用人数

〇〇避難所管理責任者

※駐車許可証はダッシュボードなど見えるところにおいてください  
駐車位置は暫定で移動していただく場合があります。

# 施設例

|      |     |    |      |      |      |      |      |      |    |     |     |      |
|------|-----|----|------|------|------|------|------|------|----|-----|-----|------|
| 理科室  | トイレ | 階段 | 教室 7 | 教室 8 | 教室 9 | 教室10 | 教室11 | 教室12 | 階段 | トイレ | 図書室 | (3階) |
| 家庭科室 | トイレ | 階段 | 教室 1 | 教室 2 | 教室 3 | 教室 4 | 教室 5 | 教室 6 | 階段 | トイレ | 音楽室 | (2階) |



一般車両

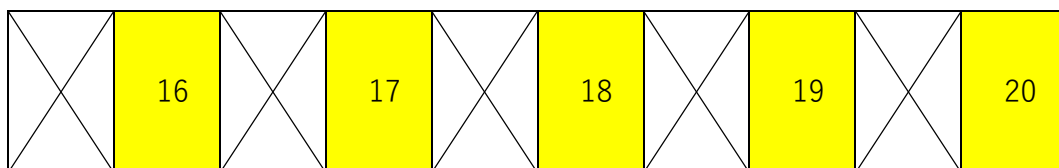
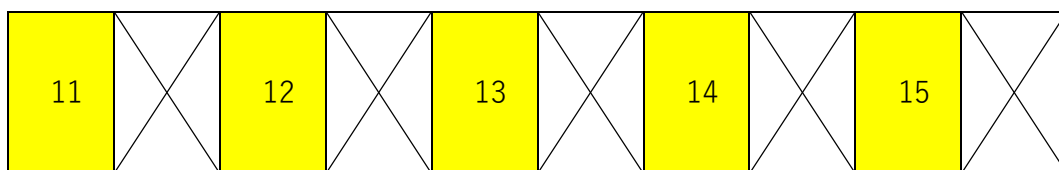
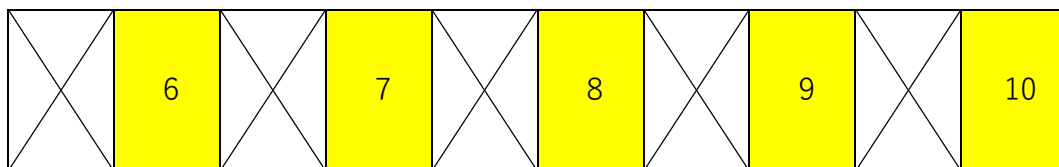
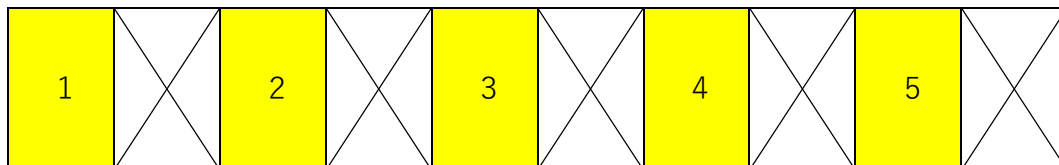
|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

車中泊希望者用

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

- ・車中泊用駐車場と一般車ではエリア分けをする
- ・運動場に車中泊用駐車場を確保することも検討（雨天時や聖地など課題は多い）
- ・トイレと手洗い所が近い場所に確保

#### 駐車場の配置例



感染防止のため 1 台分ずつスペースを空ける

車中泊を希望される方々へ

新型コロナウイルス感染では血栓ができやすいことが判明しており、車中泊はエコノミークラス症候群の危険性を高めるため、避難所を利用してください。やむを得ず車中泊をされる方は以下の点に注意してください。

◇避難者カード(1人1枚)と避難者世帯票(家族で1枚)の登録を行ってください。車両ナンバーも記入してください。

◇駐車スペースは先着者優先ではなく、状況の変化に応じて移動をお願いすることもあります。

◇エコノミークラス症候群にならないよう以下の点に注意してください。

- ・寝る場所はフラット(平ら)にする。(タオルや衣類で凸凹を埋める)
- ・水分補給と適度な運動・マッサージを心がける。
- ・足を下にして長時間同じ体勢で過ごさない(寝ない)。

◇避難者の皆さんの健康管理のため、適宜点呼をとり伺います。

◇車内を完全に目隠しせず、1か所は外部から見えるようにしてください。

◇車で外出される際は、駐車されないように各自で対応をお願いします。

◇感染症防止のため駐車位置は1台ずつ空けるようにしています。

◇エンジンをかけたアイドリング状態は必要最小限にしてください。

◇就寝の際は必ずエンジンを切るようにしてください。

※その他ルールは避難所と同じです。別途配布分をお読みください。

#### 「エコノミークラス症候群」を予防するための足の運動

①足の指でグーをつくる



②足の指をひらく



③足を上下につま先立ちをする



④つま先を引き上げる



⑤ひざを両手で抱え、足の力を抜いて足首を回す



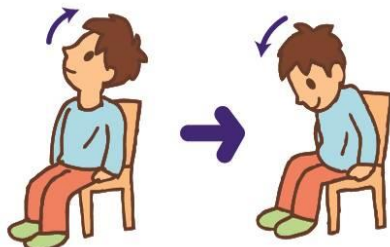
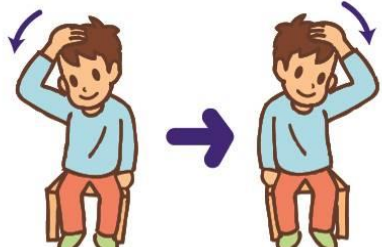
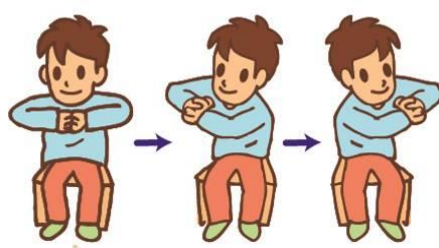
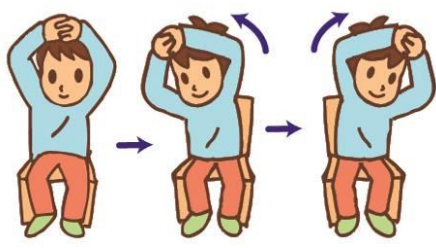
⑥ふくらはぎを軽くもむ



出典:厚生労働省(2016年)



## 災害時に活用できる防災体操

|                                                                                                                                              |                                                                                                                                      |                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①頭を前後に 10 秒ずつ倒す</p>                                      | <p>②頭を左右に 10 秒ずつ倒す</p>  <p>※反対側の肩が上がらないように注意</p>   |                                                                                                          |
| <p>③肩の高さで手を組み、前にのばして、体を左右に 10 秒ずつひねる</p>  <p>(1 ~ 2 回)</p> | <p>④頭の上で手を組み、体を左右に 10 秒ずつ倒す</p>  <p>(1 ~ 2 回)</p> |                                                                                                          |
| <p>⑤胸の前で片方の腕を伸ばし、反対の腕で肩の方向に引き付ける</p>  <p>(左右)</p>         | <p>⑥両手を肩に当て、肘を大きくゆっくりまわす</p>  <p>(前後)</p>         | <p>⑦つま先を引き上げる</p>   |
| <p>⑧足を上下に、つま先立ちする</p>                                     | <p>⑨足踏みに合わせて、を前後に振る</p>                           | <p>⑩ふくらはぎを軽く揉む</p>  |

考案：イケあい地域災害学生ボランティアセンター（高知県立大学防災サークル）

## 車中泊希望者の受付に関する業務手順

### 【受付担当用】

#### 1. 通常受付から車中泊希望者受付で状況を聞き取る

☐ 車中泊希望者は通常の受付を済ませ、車中泊希望者受付で状況を聞き取ります。

##### 【留意事項】

- ・ コロナウィルスに感染するとエコノミークラス症候群のリスクが高くなり、車中泊はお勧めできないことを説明
- ・ 後部座席で水平な状態を保てるか確認
- ・ 運転席・助手席での車中泊は原則として認めず、避難所を勧める。

#### 2. 「車中泊を希望される方々へ」のチラシの配布と説明

☐ 「車中泊を希望される方々へ」のチラシをもとに、車中泊の注意事項を説明します。  
裏面には防災体操を記しています。

#### 3. 車中泊者用避難者カード、駐車許可証の記入と発行。駐車場所の決定

☐ 避難者カードと駐車許可証に記入します。（受付係が記入）

##### 【留意事項】

- ・ 駐車位置は駐車場配置図を基に駐車位置を決めます。
- ・ 駐車場配置図に車両NOを記入します。
- ・ 避難者カードは受付で保管、駐車許可証は避難者に渡しダッシュボードに置くよう指示します。
- ・ 駐車位置は暫定で避難者の状況で移動してもらう可能性があることを説明します。
- ・ 1 階外にいる車中泊支援スタッフに駐車許可証を見せ車を移動するよう説明します。

#### 4. 車中泊者用避難者カード等の管理

☐ 「車中泊避難者カードの整理・保管と駐車場配置図を誘導係のものと照合します。

## 車中泊希望者の支援に関する業務手順

### 【管理班（車中泊支援）用】

#### 1. 受付終了後、駐車位置への誘導

□ 駐車許可証を確認し、手元の駐車場配置図に車両番号を記載し、駐車位置へ誘導します。

##### 【留意事項】

- ・ 許可証を発行されるまでは一般用駐車場に誘導。受付で車中泊許可証の発行を受けてから誘導してください。
- ・ 受付に行くのは代表者一人で構いません。（蜜をさけるため）
- ・ 業務終了後、駐車場配置図の駐車位置と車両番号が受付のものと一致しているか突合します。

#### 2. 巡回支援

□ 巡回は毎朝 8 時と 10 時から 18 時までの 1 時間ごとをめぐりに行います。（天気や気温で柔軟に対応）

##### 【留意事項】

- ・ 毎朝 8 時は寝ている場合はノックをして点呼をとり、体調について聞き取りをします。  
（体調と水分補給・こまめな運動の声かけ）
- ・ 車内の様子を見ながら巡回します。すべてを目隠ししている場合は 1 か所は見えるようにしておくようお願いしてください。
- ・ 気温が高い日は特に注意してください。
- ・ 許可を得ずに駐車している車は本部等で呼び出しを行い、手続きを取るよう指導してください。

## 訓練実績とそれに伴う改訂事項

### 1. 訓練実績

日高村社会福祉センター      令和2年6月8日(月)

### 2. 訓練で出された疑問や課題

- ・運転席で寝ると言い張る人への対応
- ・感染予防の観点から受付カードへの記入は受付がしたほうがよい
- ・4人家族で2人が避難所、2人が車中泊の場合は避難所の場所の確保は2人分？
- ・車の状況と希望者の状況の確認は受付の口頭のみか駐車場で行うか
- ・仮設トイレがくるまでは一般避難所の夜間の施錠ができない
- ・昼間仕事に出て残された家族の場所確保が必要。(車中泊避難者の休憩所)
- ・車中泊専用避難所はいつまで設置するのか
- ・仮設トイレの設置場所の留意事項は
- ・一般避難者との導線分けでの留意点

### 3. 改訂事項

1) 5. 車中泊避難者を支援する際の留意事項

5) 車中泊避難者への配慮事項、6) 住民への事前周知について の追加

2) 車中泊希望者の受付に関する業務手順の【受付担当用】の3. 車中泊者用避難者カード、  
駐車許可証の記入を避難者記入→受付が記入に変更



## 高知防災プロジェクトについて(設立趣意書から)

### 【活動の背景】

2016(平成 28)年度より国や県の高知港海岸整備事業で、三重防護をコンセプトとした浦戸湾周辺の地震津波対策が進もうとしています。この計画では、防潮堤の嵩上げや液状化対策等により、①発生頻度の高い津波(レベル1津波※)が陸地に入って来るのを防ぐと共に、②最大クラスの津波(レベル2津波※)が発生した場合には避難時間を稼ぐことが考えられています。

しかしハード整備だけでは、住民が避難をする時間を稼ぐことはできても、最大クラスの津波による被害を最小限にとどめることはできません。住民が「逃げる」という意識を持ち続け、行動を取らなければ、巨大地震による津波から身を守ることはできないのです。

### 【団体の設立目的】

私たち地域住民は、ハード整備が進捗するのを見守るだけで、安心してはいないでしょうか。防災ネットワークを強化することにより、防災意識を高めることが必要だと思います。

そこで私たち有志は、「逃げ地図づくり」やその他の新しい手法を研究・実践・普及することにより、ハード整備と並行してソフト対策の拡充に努め、地域の総合的な防災力を高めることのお手伝いをするために、この団体を設立しようと考えました。



#### 高知防災プロジェクト

高知市旭町3丁目115 環境の杜こうち内  
こうち男女共同参画センター(ソーレ)3階  
TEL:088-802-2201 FAX:088-802-2205

この提言書に関する問い合わせ先  
高知防災プロジェクト代表 山崎 水紀夫  
[TEL:090-3782-6956](tel:090-3782-6956)  
メール: [yamasaki.mikio@kni.biglobe.ne.jp](mailto:yamasaki.mikio@kni.biglobe.ne.jp)



#### さんすい防災研究所

さんすい防災研究所は2020年5月に設立した  
防災関係の講演・研修・コンサルティングを行  
う個人事務所です。  
連絡先: 上記携帯、メールと同じ